

# プラスチック中間処理業務委託に関するプロポーザル審査基準

## 第1次審査（書類審査） 100点満点

考え方：第1次審査は、企画提案書その他提出書類をもとに書類審査を行い、原則上位3者までを選定する。

評価方法：評価項目の項番1から5については、5段階で評価を行う。

項番6については、予定金額（A）と提案者が提出した見積金額（B）の総価を比較し、Aに対するBの乖離率に基づき、0点から40点の間で採点する。

なお、本店及び搬入予定施設が区内・区外の所在状況により、以下のとおり第1次審査合計点に加算し、最終的な合計点とする。

- ①区内に本店があり、搬入予定施設が区内にある業者については10%
- ②区内に本店があり、搬入予定施設が区外にある業者については8%
- ③区内に支店（営業所）があり、搬入予定施設が区内にある業者については6%
- ④区内に本店及び支店（営業所）がなく、搬入予定施設が区内にある業者については4%
- ⑤区内に支店（営業所）があり、搬入予定施設が区外にある業者については2%

以上、①から⑤までを第1次審査の得点に加算する。

なお、⑥区内に本店及び支店（営業所）がなく、搬入予定施設が区外にある業者は加算しない。

評価点：5段階評価の評価点は以下のとおりとする。

【a】優れている（100%）、【b】やや優れている（80%）、【c】普通（60%）、【d】やや劣っている（40%）、【e】劣っている（20%）

番号	評価項目		様式	評価基準	配点
1	事業者の業務（受注）実績（事務局評価）		3	プラスチック中間処理業務や類似業務等の実績が豊富か。	5
2	履行場所（施設）の立地（事務局評価）		4-1	北区東十条区民センター（北区東十条3-2-14）から施設までの距離、周辺状況、車両通行、積替え場所は妥当であるか。	5
3	人員体制、配置予定者、環境（SDGs）に関する表彰の実績		4-2	ア 雇用状況や人員体制が整っているか。 イ 責任者は、本業務に必要な基礎的な知識、豊富な経験等を有しているか。 ウ 配置予定者に障害者は雇用されているか。 エ これまでに受けた表彰の実績（個人・事業者）について、具体的な記載があるか。	5
4	本業務における実施方針・考え方、先進的な取り組みへの参加実績		4-3	ア 業務目的及び内容を十分に理解しているか。 イ 業務の進め方や方向性等が的確か。 ウ プラスチック資源化に係る先進的な取り組み（実証実験など）への参加が積極的であるか。加えて、過去の参加実績（行政との連携のみならず、民間同士の連携も含む）が具体的に記載されているか。	15
5	本業務の実施方法について	(1) 施設・設備の能力、中間処理業務体制、残渣の取扱、有事における代替手段の確保	4-4	ア 資源化可能品目及び品目ごとの処理方法、処理後の状況は適切か イ 受入施設の中間処理能力（選別、圧縮・梱包の設備、保管スペース） ウ プラスチックの保管設備は十分か エ 受入れ施設での業務開始時期（令和8年4月1日）までの準備体制 オ 発生した残渣（ざんさ）の取扱が適切であるか カ 事業者として独自に取り組んでいる環境対策、優れた設備の導入の有無	10

			キ メンテナンス及び故障時のバックアップ体制 ク 安全体制、安全教育などの管理体制 ケ 中間処理施設が何らかの事情（火災等）で、一時的に搬入できなくなった場合の対応 コ 有事（自然災害や感染症対策）に備えて、事業者としての対応		
		(2) 事業者独自提案による 新たな資源化スキームの具体的な提示	ア プラスチック資源循環促進法第32条による再商品化スキームに加え、事業者独自での新たな資源化のスキーム提示があり、その提案が具体的かつ実現性が高いものか。 イ 当該提案を導入した結果が、区への新たな歳入源（売却益）と見込めるものであるか	20	
6	見積金額（事務局評価）		5	予定金額（A）と提案者が提出した見積金額（B）の総価を比較し、Aに対するBの乖離率に基づき21段階（別紙参照）で評価	40

【別紙】

	乖離率	点数
1	+3%以上	0
2	+2～3%未満	2
3	+1～2%未満	7
4	0～-1%未満	12
5	-1～2%未満	14
6	-2～3%未満	16
7	-3～4%未満	18
8	-4～5%未満	20
9	-5～6%未満	22
10	-6～7%未満	24
11	-7～8%未満	26
12	-8～9%未満	28
13	-9～10%未満	30
14	-10～11%未満	32
15	-11～12%未満	34
16	-12～13%未満	36
17	-13～14%未満	38
18	-14～15%未満	40
19	-15～17%未満	35
20	-17～20%未満	30
21	-20%以上	0

注釈1：事務局で計算した総価金額と、提案者の見積金額を計算した総価を比較する。

注釈2：乖離率は、1での割合をいう。

注釈3：小数点以下は、小数点第二位を切り捨てる。

## 第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答による提案内容審査） 100点満点

考 え 方：第2次審査は、第1次審査における点数が上位の3者について実施するものとし、第1次審査書類をもとに（追加資料の使用はできない）、1者当たり15分以内のプレゼンテーション及びヒアリング等により審査を行う。

“第1次審査合計点”と“第2次審査合計点”を合算したものを総点数とし、審査委員会で第1位及び第2位を決定する。

評価方法：各評価項目について、それぞれ5段階で評価を行う。合計得点を“第2次審査合計点”とする。

評 価 点：5段階評価の評価点は以下のとおりとする。

【a】優れている（100%）、【b】やや優れている（80%）、【c】普通（60%）、【d】やや劣っている（40%）、【e】劣っている（20%）

番号	評 価 項 目	評 価 基 準	配点
1	業務に対する知識・意欲・熱意について	(1) 北区のプラスチック資源化の現状（排出実態、収集運搬体制、選別種別）に対する理解が的確であるか。 (2) プラスチック中間処理（選別、圧縮・梱包、保管）業務について、専門的な知識を持っているか。 (3) 質疑応答の対応等、業務に対する取組み意欲が強く感じられるか。	10
2	取組におけるコミュニケーション能力・協調性について	(1) 質問を的確に理解し、明快かつ迅速に回答できるか。 (2) 聞き手に対して、分かりやすい説明及び提案資料の作成がなされているか。 (3) 協調性を持って業務に取組むことができるか。	10
3	具体的な提案能力について	(1) 北区のプラスチック資源化の更なる推進に寄与することが見込める提案か ア 北区のプラスチック資源化の方針を踏まえ、実現可能性が高く合理的な提案内容となっているか。 イ プラスチックの資源化の更なる推進のために、区との連携や区民と協働して進めていく具体的な取り組みの提案があるか。	20
		(2) 事業者独自の視点や先進的な資源化の取り組みに基づく具体的な提案が示されているか ア 事業者独自提案による新たなプラスチック資源化の具体的なスキーム提示は、実現性が高い提案であるか。 イ 今回の提示内容は、プラスチック資源の売却や先進的取り組み（実証実験等）への参加意欲や熱意に加え、実際の参加実績がある取り組みであるか。	20
4	業務実績について	(1) 過去5年間で、自治体を相手方としたプラスチック中間処理業務委託の受注実績が複数あるか。 (2) 同一自治体との委託契約が、複数年度にわたり締結されているか。	20
5	業務遂行能力について	(1) 業務開始時期（令和8年4月1日）からの履行について、無理のない業務スケジュールとなっているか。 (2) 事業者としてBCP（業務継続計画）を策定しており、実効性があるものか。	20